

宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 平成30年 2月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 平成30年 2月 8日
3. 開会の日 平成30年 2月20日
4. 開会の場所 宇多津町役場 西館 2階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 蛭子 一
6. 委員数 8名
7. 出席委員数及び氏名 8名 蛭子 一 委員・大坂 秀美 委員
谷川 英昭 委員・稲田 直樹 委員
宮本 政文 委員・石川 浩 委員
吉井 繁信 委員・池田 香代子 委員
8. 欠席委員数及び氏名 0名
9. 通知した会議の目的たる事項
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書（町農業委員会許可分） 1件
申請人 譲渡人~~（貸人）~~ 譲受人~~（借人）~~
高橋 裕 大浦 静二
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（香川県知事許可分） 1件
申請人 譲渡人~~（貸人）~~ 譲受人~~（借人）~~
浅野 元彦 (株)ライヒ
(代)古川 幸紀
 - 議案第3号 その他
10. 開 会 午前 9時26分
11. 閉 会 午前10時28分

午前9時26分 開会

○蛭子会長 おはようございます。

二、三分早いんですけども、全員そろいましたんで、ただいまから定例農業委員会を開催いたしたいと思います。

寒い日が続いておりますけれども、今のよもやま話の中で野菜の調子が悪いんじゃないというような話もありましたけれども、ただいまから始めたいと思います。

まず、第1号議案、最初に金井さんのほうから。

○事務局 第1号議案につきましては、農地法第3条第1項の規定による評価ということで、受け付けが平成30年1月31日、所在地が字・・・●番、●番、●番、それから地目が台帳上、田、現況も田と、面積が上から852、680、849、譲り渡し人のほうが宇多津町字・・・●●●●番地●、譲り受け人のほうが宇多津町・・・●●●●番地●、●●様ということで、地図のほうは下番号打っております3です。

詳細については、4ページ目になります。

農地の売買ということになろうかと思えます。この横の西手というか右側きが2枚田んぼが、詳細のほうの4の部分でいくと、2枚目これが●●さん自身が持たれておるところで、逆に言ったら●●さんそこへ入る道がないということで、ずっと今まで荒らしておったんですけど、●●さん主導で●●さんに買うてくれということらしく、今回の申請となったわけでございます。

○蛭子会長 ということで、御説明ございました。

宮本さんのほう何か。

○宮本委員 いや、ありません。

○蛭子会長 ない。

○宮本委員 はい。

○蛭子会長 これは、立ち会いとかなんなん津の郷水利。

○宮本委員 してません。

○蛭子会長 これは津の郷水利になるんか。

○事務局 違う。

○宮本委員 違います。

○事務局 長縄手水利ですよ。

○蛭子会長 ウチか。

○事務局 基本的にもう……。

○大阪委員 田んぼじゃろうか、これ。

○事務局 田んぼのままなので。

○蛭子会長 3条やけん、3条申請じゃけに。

○事務局 田んぼですんで。

○蛭子会長 立ち会いも要らんのか。これ何か話があった、津の郷と長縄手は。うちのほうなかった。

○蛭子会長 いや、だから田んぼから田んぼやけん。

○蛭子会長 田んぼから3条やけん。

○宮本委員 うん。

○蛭子会長 ほな基本的に別によろしゅうございますの。

その他意見ございましたら何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでは、3条申請、第1号議案については議案どおり処理するというところで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局 済みません。それでは、第2号議案ということで、農地法第5条第1項の規定による許可申請ということで、農業委員会受け付け平成30年2月5日、所在地字……、番地が●●●番●、地目が田、台帳、田、現況も田と、592平米で、譲り渡し人のほうが宇多津町●●●●番地●、●●●●様、譲り受け人のほうが坂出市……●●●番地●と、……●●●●、代表が●●様ということで所有権移転ということで、分譲住宅ではあったんですけども、これにつきましては昨日平成30年2月19日に、農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願いとということで来ております。ほんだけん、審議のあれがないということになります。

○蛭子会長 取り下げ。

○事務局 取り下げ。

○宮本委員 やめるん。

○事務局 やめるというか、ちょっと時期尚早であるということで、また出てはくるんですけども、今回の分には出さないと、ほかのところを抱えてる分とかいろいろな諸事情等があって、分譲住宅でということではあったんですけども、場所的なもんは下の5番に

なるんですけれども、さきの●●さんの近くになるんですけど、6枚目のところの位置なんですけれども、もうこれは県にも昨日、本日の逡送にてもう取り下げという形で文書を送っております。だから、もうなしということになります。

○蛭子会長 これは、●●●のほうから出てきたん。

○事務局 どっちからが2人で話し合いの話ですんで、基本的に出てきとるのは両方2人から出てきてます。

○蛭子会長 両方から。

○事務局 はい。

○蛭子会長 ほな、まだ売買は成立しとらんのか。

○事務局 いや、なんかほかの話が、回してください、ほかの話があるみたいで、ライヒさんが綾歌とか飯山で開発している、これ許可出しても3カ月、4カ月許可が出ないっていう部分で抱えるも、という部分ではえらいんかなと。ほんだきん、そっちの分がある程度片がついた時点で多分もう一遍出してくるんだと思います。

○蛭子会長 とりあえず、ほんならもうこれは第2号議案はなし。

○事務局 なしということになります。

○蛭子会長 抹消していただいて。

○事務局 はい。

○蛭子会長 ほんならもう、審議する必要もないということ。

○事務局 はい。

○蛭子会長 ほなら、これ取り下げた。きのう出てきたんじゃ。

○事務局 はい。その前に事前には電話はあったんで、最低でもきのうまでには持ってこいよというお話をしとって、きのう持ってきたという状況で。電話があったんで、木曜日か金曜日に電話あって、ほんだら2人の判すえて持っていきますというお話だったんで、うちもこれ文書出した後だったんでということでございます。

○蛭子会長 過去にもこんなんあったんかの。

○事務局 今、僕が4年する間ではない、初めてです。その前はちょっとわからないです。

○蛭子会長 余りは、めったにはないと思うんじゃけど。

○事務局 うん。

○蛭子委員 で、今の議案についてはもういいですか。議論する必要もないかと思ます

けども。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子委員 それでは、議案第3号のそっちのほう。

○事務局 うちのほうは、ないです。

○蛭子委員 ない。

○事務局 はい。

○蛭子会長 そしたら、お疲れさまでございました。

以上をもって閉じます。ありがとうございました。

午前10時55分 閉会